長谷部社会保険労務士事務所
☎ 018-893-5385
018-893-5386
arcept-th@clear.ocn.ne.jp

年齢による労務に関する事項について

社会保険制度の観点から、年齢により、様々な制度の加入や利用等の事項が出てきます。今回は、年齢別の主な労務事項について紹介します。

1．年齢別の労務事項一覧

年齢	事項	関連法規
20 歳	国民年金保険加入、健康診断（胸部エックス線検査）	国民年金保険法 労働安全衛生法
25 歳、30 歳、35 歳	健康診断（胸部エックス線、腹囲（35 歳のみ））	労働安全衛生法
40 歳	健康診断（貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査）、介護保険 2 号被保険者加入	労働安全衛生法 介護保険法
59 歳	退職時の離職票の発行（希望の有無に関係なく）	雇用保険法
60 歳	定年制度（継続雇用等）、高年齢雇用継続給付、厚生年金受給開始・60 歳台前半の在職老齢年金	高年齢者雇用安定法 雇用保険法 厚生年金保険法
64 歳	雇用保険料の免除	労働保険徴収法
65 歳	定年制度（継続雇用等）、介護保険 1 号被保険者、60 歳後半の在職老齢年金	高年齢者雇用安定法 介護保険法 厚生年金保険法
70 歳	厚生年金保険被用者該当	厚生年金保険法
75 歳	健康保険から後期高齢者医療へ	健康保険法 高齢者の医療の確保に関する法律

2．重要な事項についての解説

（1）59 歳

雇用保険の被保険者となっている従業員が、59 歳以上で退職する場合は、本人の意思にかかわらず、離職証明書（離職票）を発行することとなります。

（2）60 歳

従業員さんの生年月日により、特別支給の老齢厚生年金の受給が始まる年齢です。また、定年に達し、継続雇用する場合に、労働条件が変更することによって、賃金が下がることとなります。そうした場合に、雇用保険の高年齢継続雇用給付を申請し、受給することで、従業員さんの賃金の減少をある程度カバーすることができます。

したがって、60 歳からは①年金、②賃金、③給付金の３つの収入が従業員さんに生じてくることとなります。

ただし、各従業員さんの状況によって受給できなかったり、調整がかかってきたりするのでご留意ください。

（3）64 歳

64 歳以上の雇用保険被保険者は、雇用保険の保険料が免除となるので、労働保険の申告・納付（年度更新）の際は、ご留意ください。

長谷部社会保険労務士事務所
☎ 018-893-5385
018-893-5386
arcept-th@clear.ocn.ne.jp

（4）65 歳

介護保険が第２号被保険者から第１号被保険者に変更になるため、健康保険料と合わせて控除されていた介護保険料は、従業員さんの国民年金から控除されます。したがって、給与から控除する保険料が変わるため、ご留意ください。（40 歳到達時の介護保険第２号被保険者になるときもご留意ください。）

（4）70 歳

会社役員の方などは、70 歳になっても会社に属していることがあります。したがって、70 歳まで厚生年金保険の被保険者と保険料を納め、70 歳到達時、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、被用者として扱われ、以後、厚生年金保険料はかかりません。

（5）75 歳

上記 70 歳と同様に、会社役員で 75 歳まで会社に属していることがあります。したがって、75 歳到達時、健康保険の被保険者の資格を喪失し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。後期高齢者医療制度への加入に際しては、手続きは行わず、自動で加入することとなります。また、後期高齢者医療制度の保険料は、国民年金から控除されます。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら
長谷部　崇　まで　お問い合わせください。
☎ 018-893-5385　　 018-893-5386
arcept-th@clear.ocn.ne.jp
ホームページ　http://hasebe-sr.com/